

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会 活動計画書 (令和6年5月～令和7年3月)

資料2

令和6年6月25日現在

1 所管調査事項

伊勢茶の振興に関する条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

2 重点調査項目

- (1) 伊勢茶の活用の状況、伊勢茶のブランド化の推進、伊勢茶の振興策、お茶を通じた食育の推進等伊勢茶の消費の拡大に向けた調査を行うこと。
- (2) 他自治体におけるお茶の振興に関する条例、施策等の調査を行うこと。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、伊勢茶の振興に関する条例案(仮称)の検討を行うこと。

3 活動計画表

重点調査項目	令和6年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
上記2のとおり <調査方法> ・執行部からの聴き取り ・参考人招致 ・法令・条例の調査 ・県内外調査 ・委員間討議 など	委員会設置 委員会 (5/29) 重点調査項目の検討 活動計画の検討	委員会 (6/25) 執行部からの聴き取り	委員会 参考人招致 など	委員会 参考人招致 など	委員会 法令・条例の調査 条例案の方向性の整理 委員間討議 など	委員会 条例案の方向性の整理 委員間討議 など	委員会 条例案の検討 委員間討議 など	委員会 条例案の検討 執行部・関係者意見聴取 委員間討議 など		委員会 条例案の検討 委員間討議 など	委員会 条例案の取りまとめ・提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 提出前に全員協議会で説明 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 委員長報告 </div>
			(必要に応じて) 県内外調査						パブリックコメント		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

日帰りの調査を適宜実施することができる。

(2) 県外調査

1泊2日以内の行程で1回実施することができる。